

平成 21 年 5 月 29 日

経済産業省 商務流通グループ 取引信用課 御中

全国銀行協会

「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の提出について

平成 21 年 5 月 1 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

1. 意見

該当箇所	意見内容	理由
法 30 条の 2 等	銀行が発行するクレジットカードについて、保証依頼先であるクレジットカード会社・保証会社等に指定信用情報機関への照会・登録および支払可能見込額の調査を業務委託し、当該保証依頼先が適切に当該業務を履行している場合は、銀行が指定信用情報機関に加盟する必要はないものとして取り扱っていただきたい。	銀行が発行するクレジットカードについては、クレジットカード会社・保証会社等に保証依頼を行い、当該保証依頼先において信用情報機関への照会等を含む審査を行っているのが実態であること、また、かかる保証審査において改正割賦販売法に定める支払可能見込額の算定が適切に行われていれば利用者の保護に支障を生ずることはないと思料されることから、実態に応じた規制としていただきたい。
施行期日	法 30 条の 2 等の施行期日について、十分な期間を確保していただきたい。	今回の改正は、運用面・システム面ともに全面的な見直しが必要になるものであり、利用者保護に万全を期するために十分な期間を確保する必要があるため。

2. 確認

該当箇所	確認内容	理由
法 2 条 4 項	「個別信用購入あっせん」の定義規定における「特定の販売業者」および「特定の役務提供事業者」の考え方は、「割賦購入あっせん」の定義規定（現行割賦販売法 2 条 3 項）と変わらず、「特定の」に係るものとして「密接な牽連関係」の考え方に変更はないか。	—